

恵庭市手話言語条例

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語で、ろう者にとってはお互いの気持ちを理解し合うため、また、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かせないものである。

しかしながら、過去には、教育現場においても手話の使用が禁止されるなど、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活を送ってきたという歴史がある。このような状況に置かれながらも、手話は、ろう者の間で大切に守り受け継がれてきた。

近年、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話が言語であることが定められ、手話に対する理解は広がりつつある。しかし、手話が言語であるとの認識は十分とは言えない。ろう者が、地域社会で安心して生活するためには、手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境を整えることが必要である。

恵庭市は、手話が言語であるとの認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努め、手話を日常的に使用できる環境を整えることにより、ろう者を含む全ての市民がお互いに尊重し、人と人がつながり、共生できるまち「えにわ」を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって誰もが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話を必要とする人が手話により意思の疎通を円滑に図る権利を有していること及びその権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、市民及び事業者の手話に対する理解を広げ、手話を使用しやすい環境にするための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、手話に対する理解を深め、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、手話に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境をつくるため、手話による意思の疎通を図ることに配慮するよう努めるものとする。

(相互協力)

第6条 市、市民及び事業者は、それぞれが行う手話に関する取組を尊重し理解に努めるとともに、相互に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による意思の疎通及び情報の取得をしやすい環境づくりのための施策
- (3) 手話通訳者の確保、養成等の施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。